

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

三 重 県

整理番号	整 7-2	指定年月日・指定番号	令和7年8月1日 指定-28号	所在地	三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1の一部、172番の一部、173番の一部	
調製・訂正年月日	令和7年8月1日（調製） 令和7年9月12日（訂正）					
形質変更時要届出区域の概況	事業場				面積	659.5㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				—		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				—		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				—		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				—		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨				—		
形質変更時要届出 区域内の土壤の汚 染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和7年6月10日	六価クロム化合物		溶出量基準		一般財団法人 三重県環境保全事業団
		鉛及びその化合物		溶出量基準、含有量基準		
土地の形質の変 更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和7年8月20日 (令和7年9月8日)	令和7年9月29日	基準不適合土壤の掘削除去 既存建物の基礎、舗装撤去	株式会社フィール ド・パートナーズ	☒ 有 ☐ 無	浄化-抽出-洗浄処理、 分別処理(異物除去)、 埋立処理
						☐ 有 ☐ 無

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

○形質変更時要届出区域の所在地及び周辺の地図

三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田 162 番 1 の一部、172 番の一部、173 番の一部

○土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
別紙のとおり

○調査結果

- ・六価クロム化合物

土壤溶出量基準超過：最大 0.33mg/L

C2-5, C2-6

- ・鉛及びその化合物

土壤溶出量基準超過：最大 0.014mg/L

C2-4

土壤含有量基準超過：最大 4600mg/kg

A1-2, A1-5, C2-2, C2-4, C2-5, C2-6, C2-7, C2-8

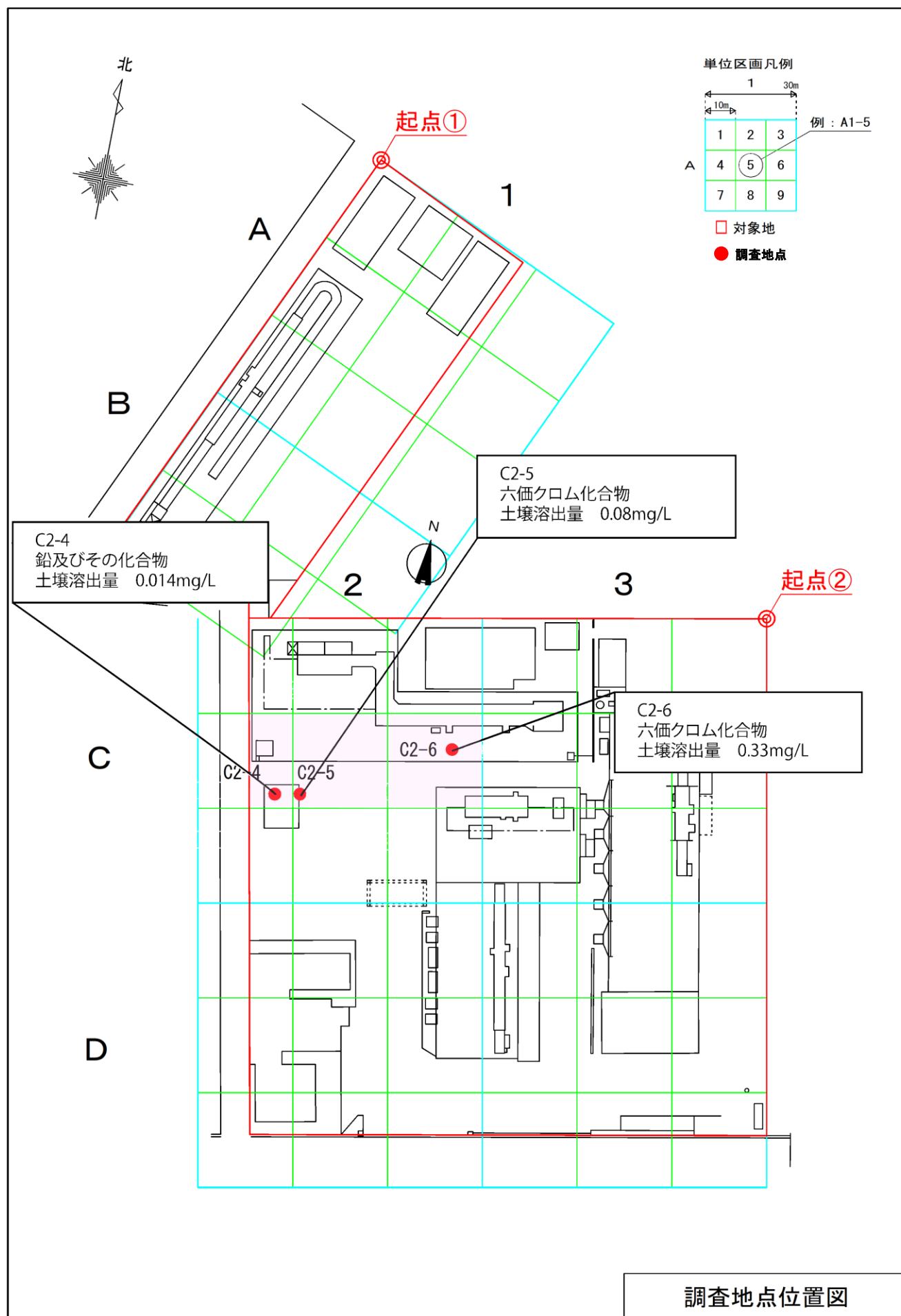


図 3 基準不適合が確認された単位区画(土壌溶出量)

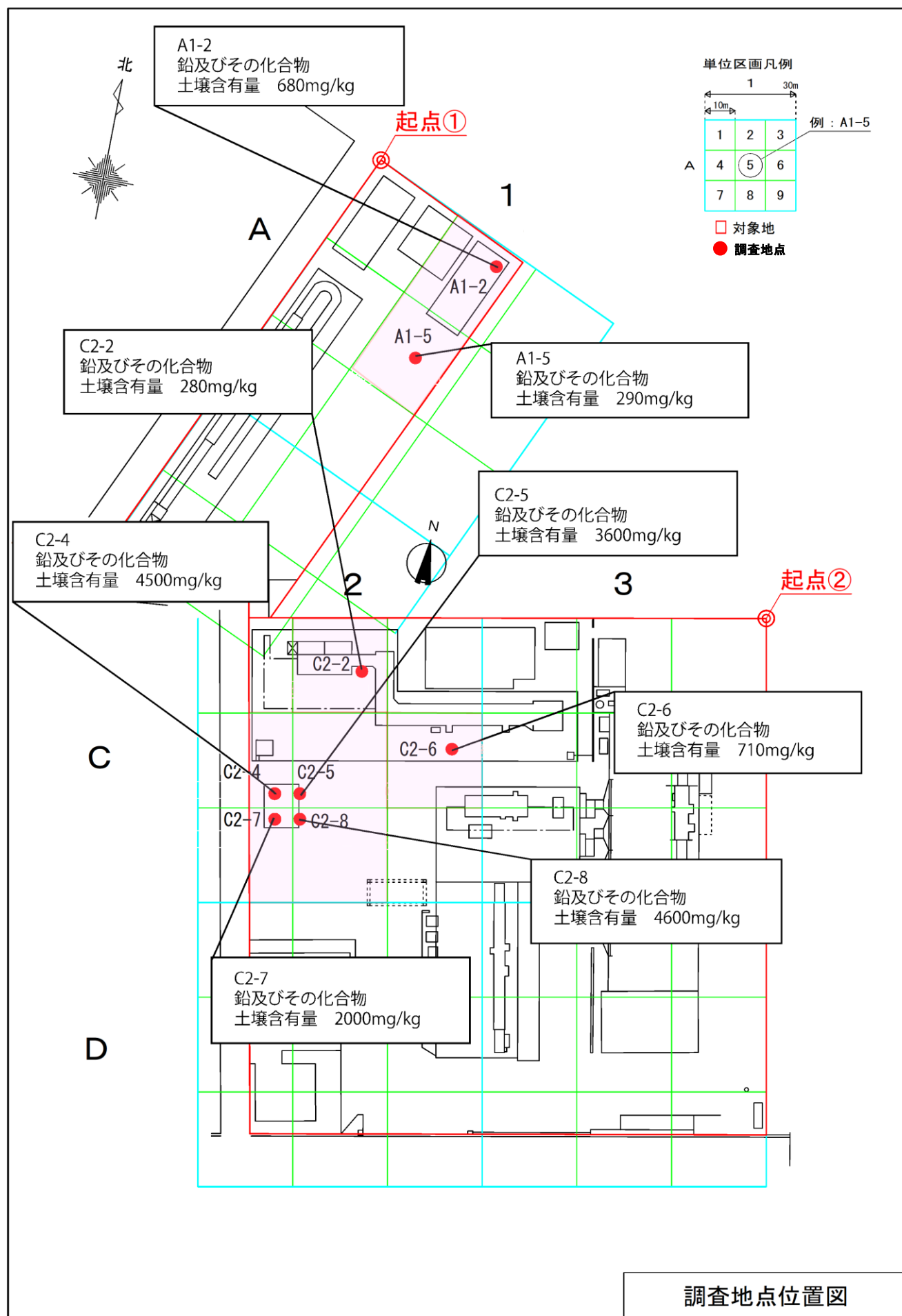
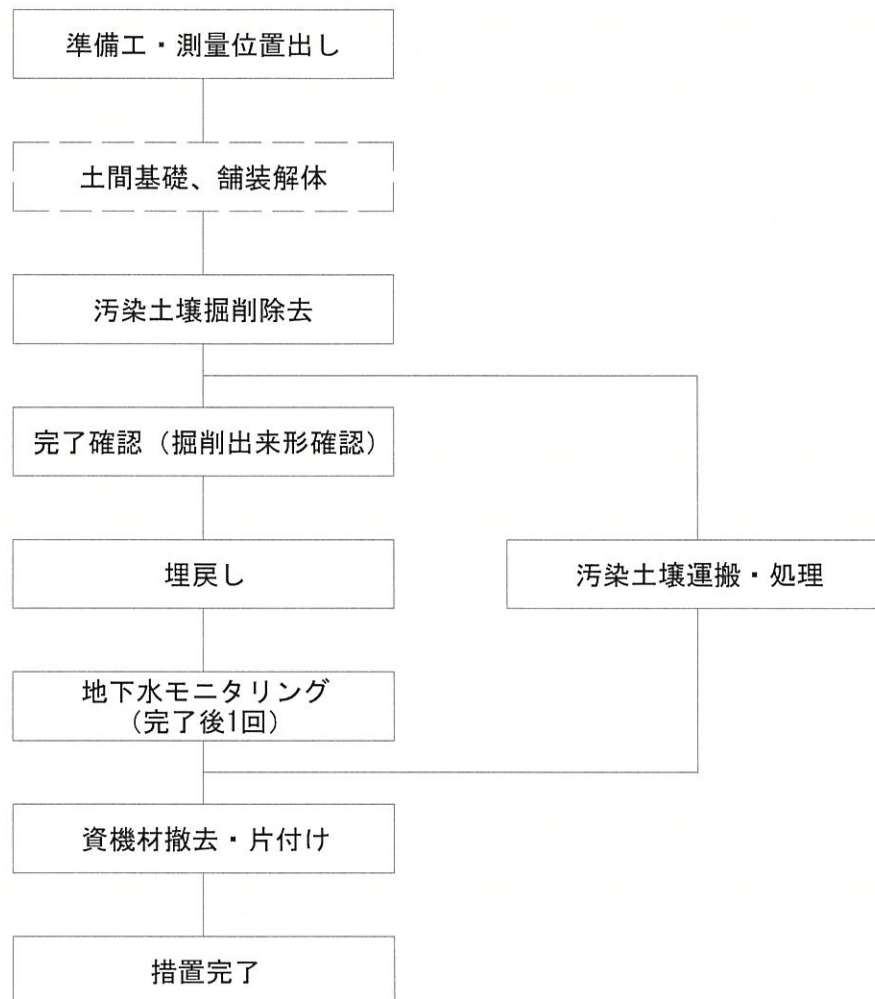


図 4 基準不適合が確認された単位区画(土壌含有量)

土地の形質の変更に係る実施措置等

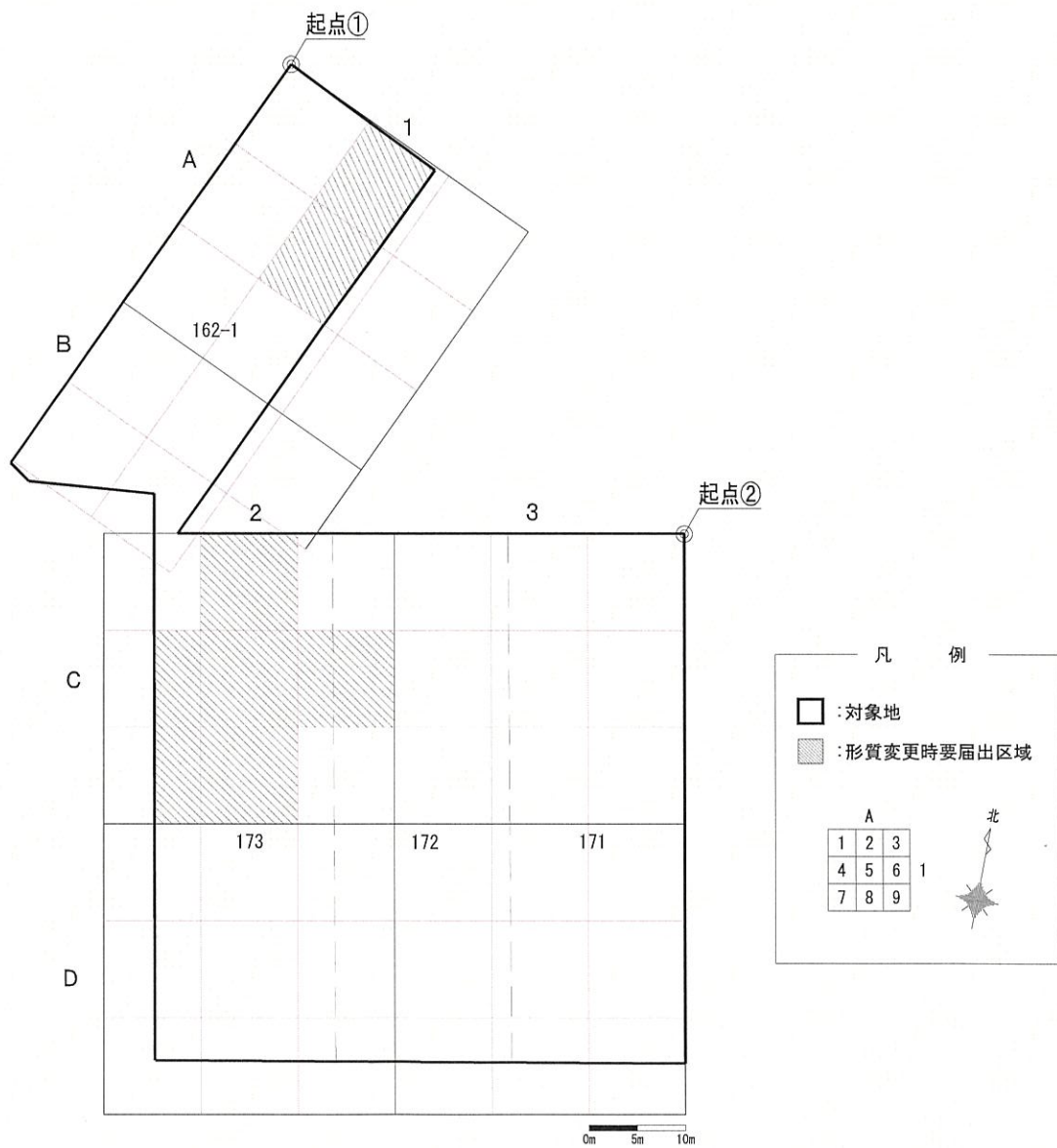
4.6 施工フロー図

本工事の施工フロー図を以下に示す。



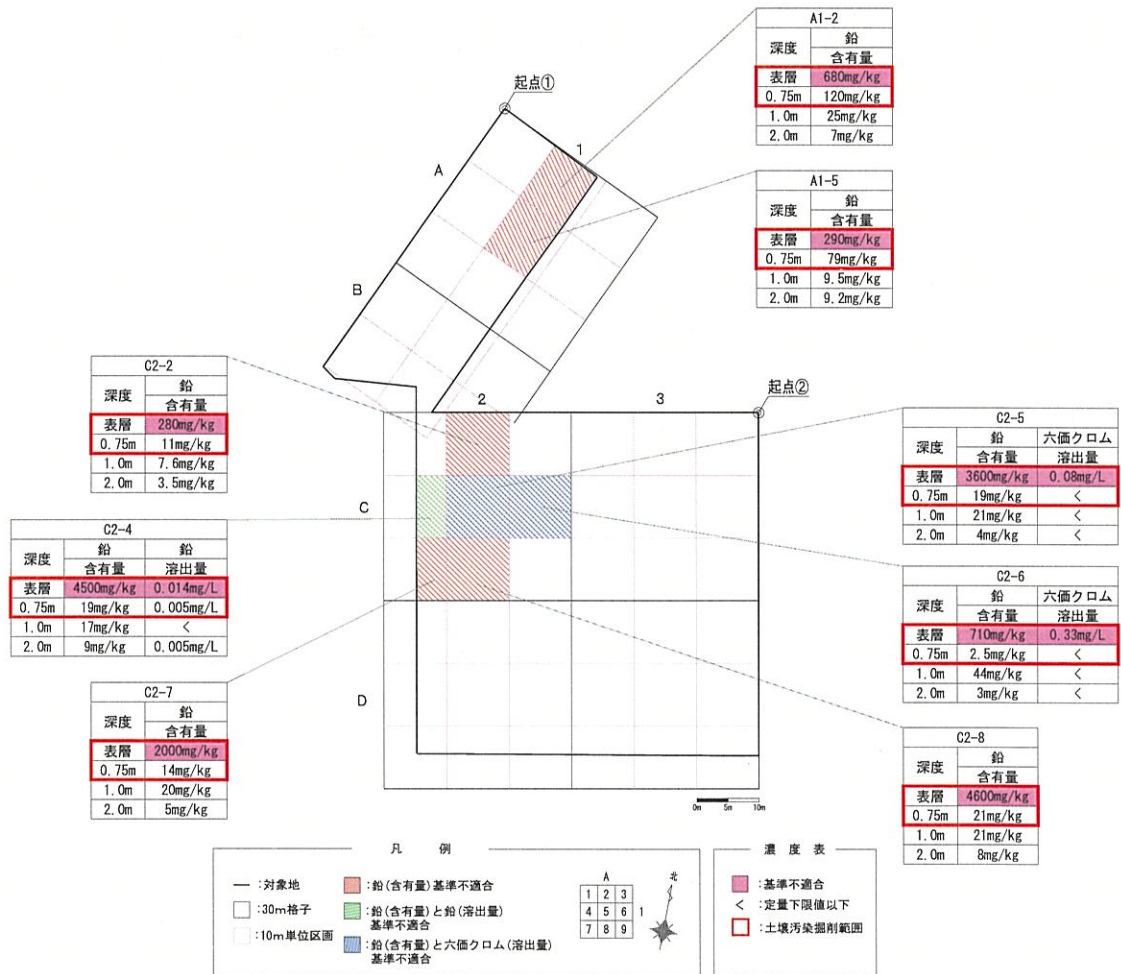
【施工フロー図】

別紙2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面



【土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面】

別紙3 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 3.1 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面



【土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面】

別紙5 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図等

5.1 準備・測量位置出し

5.1.1 準備

工事着工に先立ち、必要な届出を各管轄行政へ届出する。

また、各種インフラや産業廃棄物委託契約など、工事に必要な手続きを実施する。

着工後は、順次準備工を開始する。法令で必要とされる各種工事標識を掲示するとともに、順次仮設物の準備に取り組む。

その後、休憩所や、工事に使用する安全設備、資機材等を搬入すると共に以下項目を順次実施する。

なお、大型車両搬出入の際は、敷地出入り口に交通誘導員を配置し、第三者・一般車両との交通災害を防止する。

5.1.2 測量・位置出し

工事に際して、対策範囲等の平面位置を起点から測量等により求め、測量紙や測量杭、白線やスプレー等で明示する。工事中の高さ管理及び、深度管理は、既往調査と同様の基準点を使用し、エレベーションによる高さの管理を行う。

5.1.3 タイヤ洗浄設備、散水設備、安全設備、資機材等の搬入の設置

周辺環境の汚濁、汚染土壌等の拡散防止を目的に、場内にタイヤ洗浄設備、安全設備、仮設資機材等を搬入する。

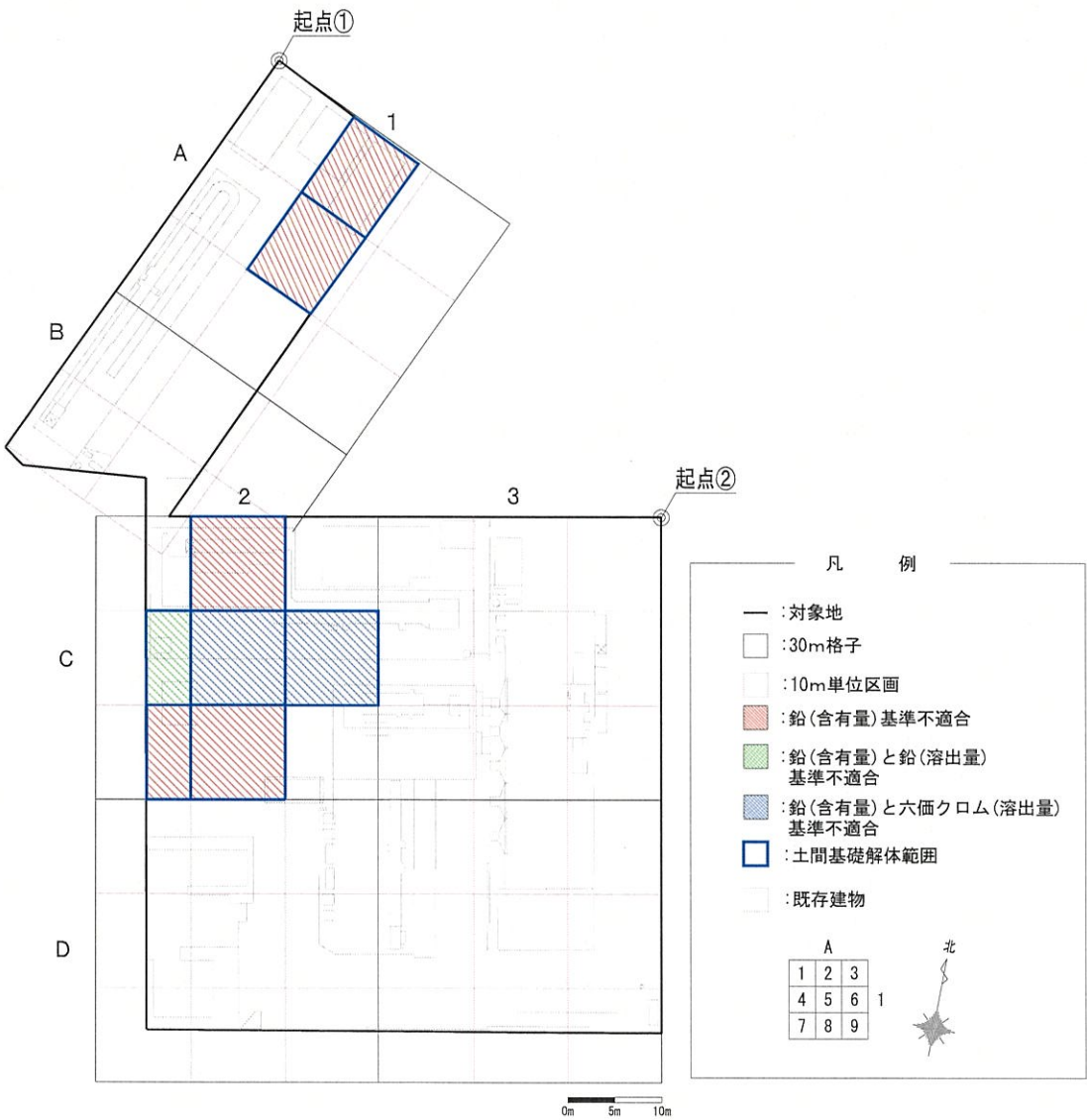
5.2 土間基礎、舗装解体

土間基礎及び、舗装を撤去する際には、測量にて位置出しを行い、白線やスプレー等にて明確に区画を表示し、解体に先立ち明示したラインをコンクリートカッター等により切断する。土間基礎、舗装解体の支障となる範囲に汚染土壌が存在する場合は、先行して汚染土壌を掘削・汚染土壌処理施設へ搬出する。

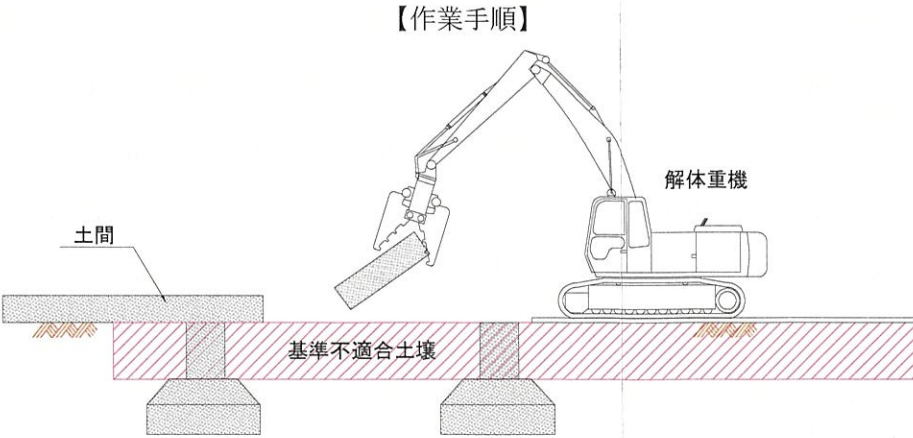
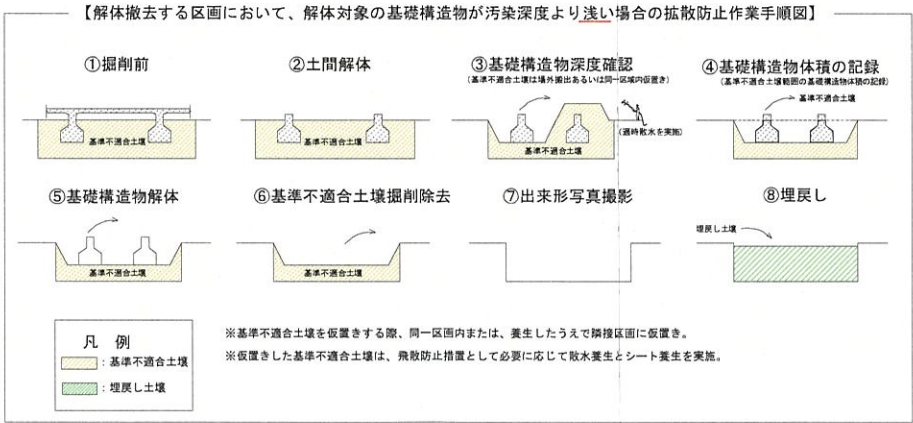
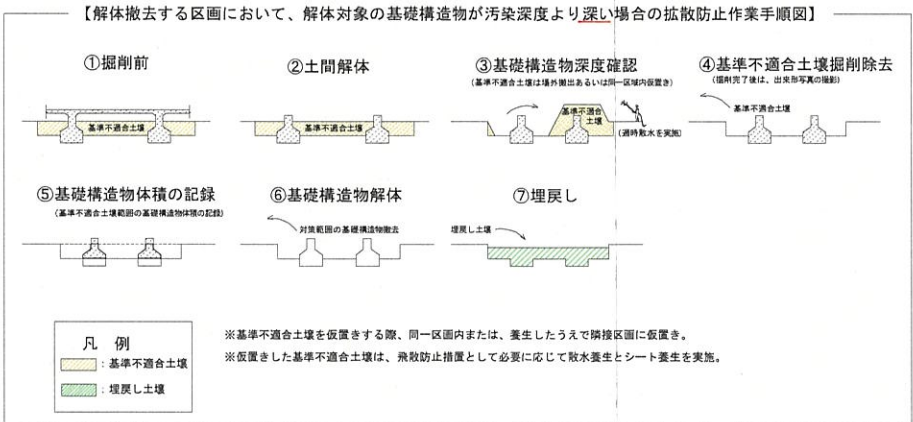
なお、やむを得ない場合は、同一区画内または、養生したうえで隣接区画（コンクリートあるいはアスファルト上）に仮置きする。基準不適合区画外への汚染土壌の侵食・飛散を防止するため、仮置きした汚染土壌に対して適時散水及びシート養生を行う。基礎構造物撤去時は、汚染の拡散がないよう慎重に作業し、撤去した基礎構造物や舗装に汚染土壌が付着している場合は、同一区画内でケレン・清掃により汚染土壌を払落し、汚染の拡散を防止する。解体したコンクリートガラ・アスファルトガラ等は産業廃棄物として適正に処理する。

重機作業は、圧砕用アタッチメント装着機を使用する。なお、近隣に配慮しジャイアントブレーカーでの作業は行わない予定であるが、万が一使用する際は、近隣に配慮して極力まとめて作業し、ジャイアントブレーカーの使用期間を極力短くする。

本作業により溶出量汚染土壌が帯水層と接する場合は、釜場排水等にて地下水位を低下させたいうで施工を行い、汚染拡大防止を行う。



【土間基礎、舗装解体平面図】



【基礎解体断面図】

5.3 汚染土壌掘削除去

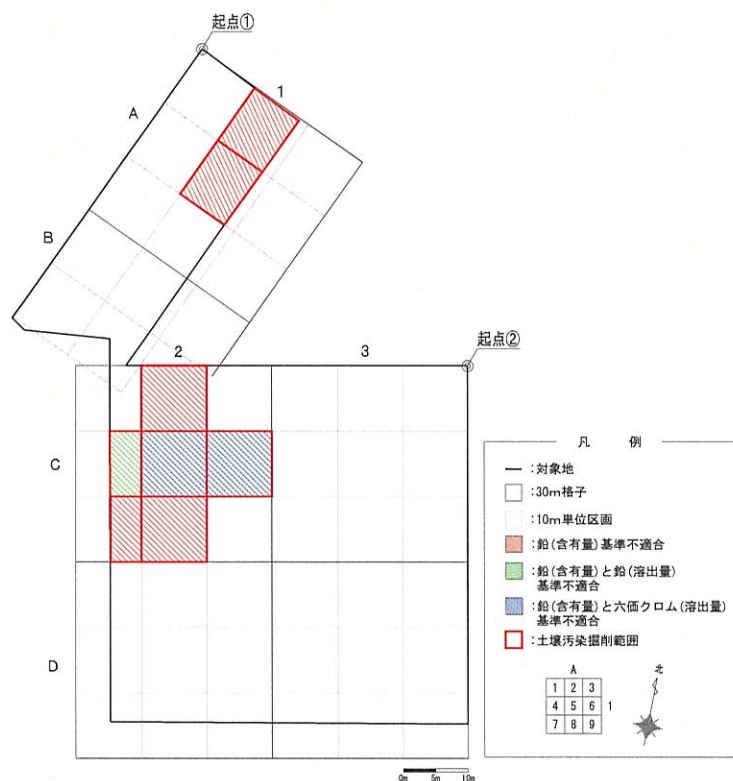
汚染土壌の掘削は、確認されている汚染土壌の取り残しがないように、且つ慎重に行う。掘削作業中は、汚染土壌の飛散防止のために適時シート養生を行い、掘削面に入入りする作業員及び管理者は、靴底についた汚染土壌を周囲に拡散させることがないように、汚染土壌が存在する単位区画内で靴底の土壌を払い落す。

汚染土壌は、周囲へ汚染を拡散しないよう慎重にダンプトラックに直接積み込み、運搬を行う。汚染土壌の積み込みの際は、積み込み機械のバケットからこぼれないように慎重に積み込むとともに、シート養生を行う。積込んだ汚染土壌は速やかに汚染土壌処理施設まで運搬を行い、適切に処理を行う。(詳細は法 16 条を提出)

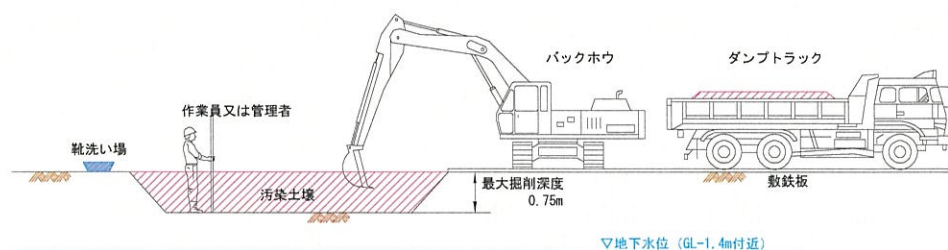
掘削中、降雨などにより溜まり水が発生する場合は、必要に応じて釜場排水を行う。

地下水位や水質に異常が見られた、あるいは異常のおそれが明らかになった場合、初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明を行うとともに汚染拡大防止のために適切な対策を講ずる。地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、工事を停止する。

掘削完了後は、掘削除去完了確認として、平面的且つ、深度的に汚染土壌の取り残しが無いよう、掘削除去されたことを測量により掘削形状(幅、深度)を確認し写真に記録する。その後、埋戻しを行う。



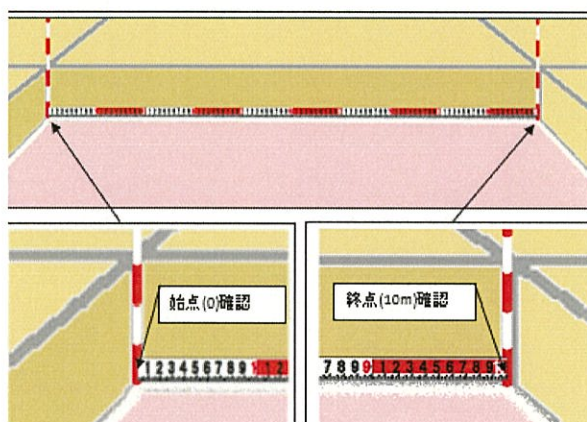
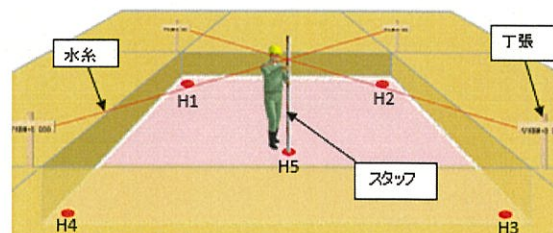
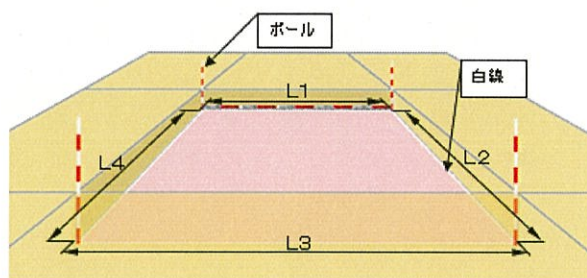
【平面図】



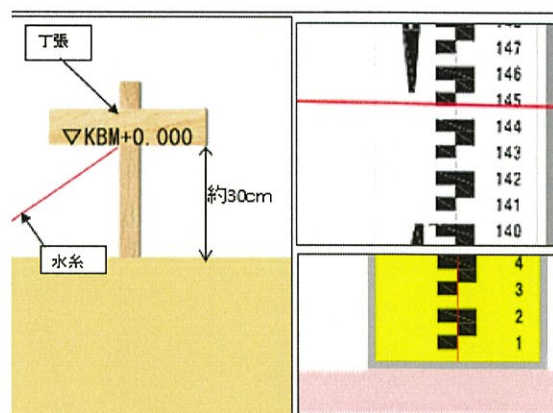
【断面図イメージ(オープン掘削)】

5.4 掘削完了確認（掘削出来形確認）

計画深度まで掘削後、掘削完了確認を行う。完了確認は掘削面の幅、長さ、深さを出来形として測定する。



【掘削幅測定】



【掘削深さ測定】

5.5 汚染土壌運搬・処理

汚染土壌の運搬には、陸運時はダンプトラックを使用し、荷台全面にシート掛けを行う。搬出処理の管理は、ダンプトラックごとに管理票を交付し、搬出した汚染土壌が土壌汚染処理業の許可を受けている処理施設で適正に運搬され処理されたことの確認を行う。

5.6 埋戻し

埋戻しは、場外から埋戻し土壌として客土を搬入して行う。

埋戻し土壌は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン Appendix-15. 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法」（平成 31 年環境省告示第 6 号）に則り搬入土の汚染のおそれの区分に応じた調査を行い、汚染の無いことを確認した土壌を使用する。

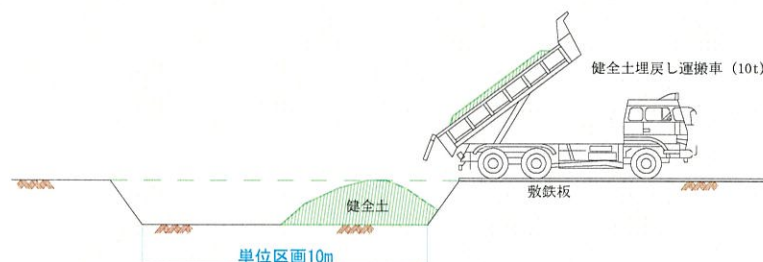
埋戻し土壌は、汚染のおそれがないと認められる土地から発生する土壌とし、分析頻度は 5,000m³ 以下に 1 回でなく自主的に頻度を上げて 900m³ 以下に 1 回にて管理する。

なお、埋戻し土壌の採取場所については選定中である。

分析対象物質	土壌の種類	分析頻度
基準が定められているすべての特定有害物質の土壌汚染指数及び土壌含有量	次のいずれかに該当する土壌 ・地歴調査の結果、施行規則第 3 条第 6 項第 1 号（汚染のおそれがないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができ、かつ、自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層があることが確認されていない土地の土壌	発生場所ごとに 5,000 m ³ 以下ごとに 1 回
	次のいずれかに該当する土壌 ・地歴調査の結果、施行規則第 3 条第 6 項第 2 号（汚染のおそれが少ないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・特定有害物質を使用、貯蔵、貯蔵等している工場又は事業場の敷地として利用している又は利用していた土地以外の土壌であって施行規則第 3 条第 6 項に基づきおそれの区分を行っていない土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができない土壌 ・自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地の土壌 ・自然由来による基準不適合のおそれが不明な土壌	発生場所ごとに 900 m ³ 以下ごとに 1 回
	上記以外の土壌 （地歴調査の結果、施行規則第 3 条第 6 項第 3 号（汚染のおそれが多いと認められる土地）に該当する土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している施設の敷地として利用している又は利用していた土地の土壌であっておそれの区分を行っていない土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等したか不明の土地の土壌）	発生場所ごとに 100 m ³ 以下ごとに 1 回

- 搬入元の土地について、土地の地質、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。
- ただし、次の土壌については、試料採取等の対象としないことができる。
 - 浄化等済土壌
 - 認定土壌
 - 要措置区域内に設置した施設で浄化した土壌で埋め戻す場合、100m³ごとに基準適合であることを確認した土壌
- 試料採取位置は、対象とする土壌の中心部分（基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、その部分）
- 当該要措置区域外から搬入された土壌が他の要措置区域から搬出された土壌である場合は、当該土壌は当該他の要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態と同じ汚染状態にある土地の土壌とみなす。

【搬入土壌の品質管理方法の要件】



【埋戻し土壌施工状況図】

5.7 地下水モニタリング（完了時1回）

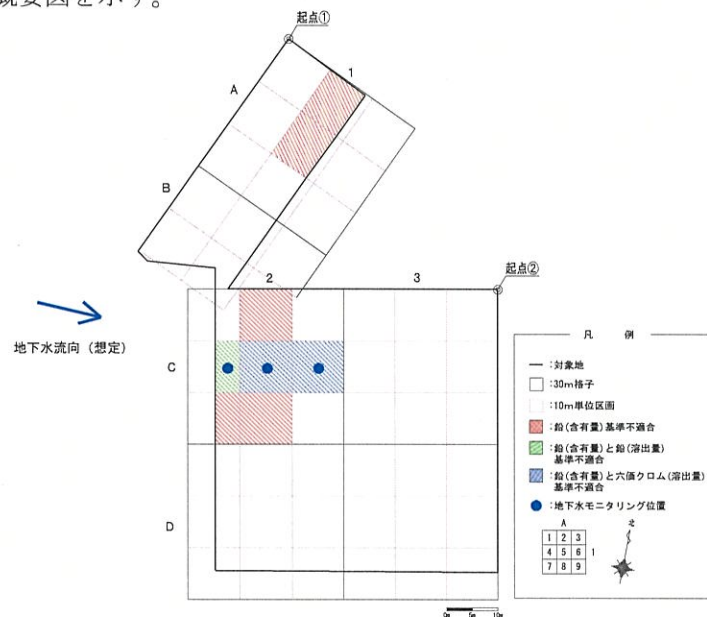
C2-4、C2-5、C2-6 区画には、土壤溶出量基準不適合土壤が存在するため、掘削除去完了後は、区画毎に1回の地下水モニタリングを行い、地下水へ汚染の拡散がないことを確認する。

なお、地下水採取の場所は下図の採取地点に示す。分析対象物質は、C2-4 区画が鉛、C2-5、C2-6 区画が六価クロムを対象とする。

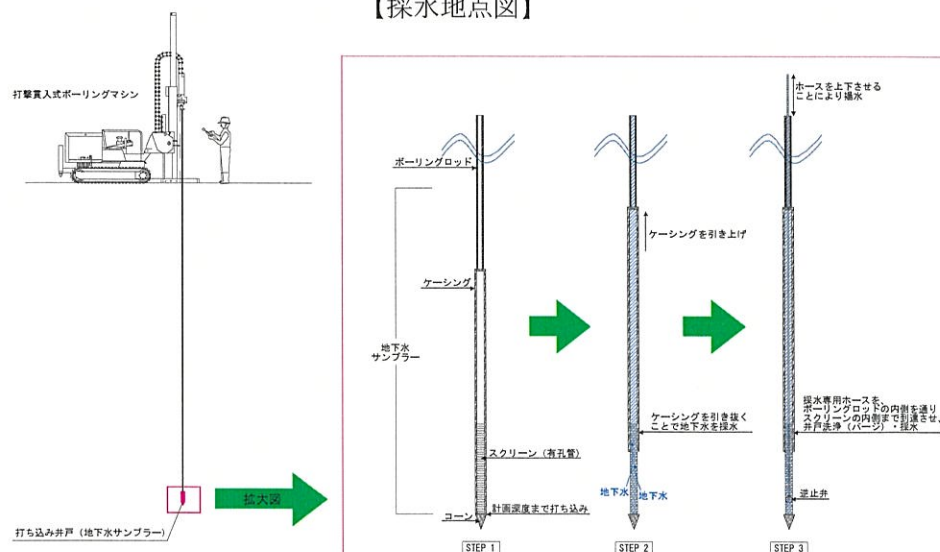
地下水モニタリングは、打ち込み井戸にて地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の濃度を環境大臣が定める方法により測定し、地下水の状態を確認する。地下水試料採取方法等については、ガイドライン Appendix-7、『地下水試料の採取方法』に基づき実施する。採取深度は帯水層の中間深度で行い、分析項目は、鉛と六価クロムを対象として分析を行い、基準適合を確認する。

ボーリングマシンによる打ち込み井戸（地下水サンプラー）は、孔径 40mm 程度の先端に孔をあけた鋼管を直接地面に打ち込んで設置する。所定の採水深度まで採水管を打ち込んだ後に鋼管先端に取り付けたコーンをはずし、鋼管内のスクリーン部を帯水層中に露出させることで簡易な井戸となる。所定深度まで先端コーンで鋼管内部への泥や砂の侵入を防ぐため、井戸内の洗浄が最小限にできる利点がある。

採取作業終了後はケーシング及びスクリーンを抜管する。以下に打ち込み井戸（地下水サンプラー）での採水概要図を示す。



【採水地点図】



【打ち込み井戸（地下水サンプラー）での採水概要図】

別紙4 汚染土壌の運搬の方法

4.1 運搬フロー図

(1) 重金属汚染(鉛含有量:4500mg/kg以下)

汚染土壌処理施設:サンコーリサイクル株式会社

運搬受託者:サンコーリサイクル株式会社

要措置区域等

(地番)三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1、172番、173番の各一部

基準不適合土壌を搬出する場所

(地番)三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1、172番、173番の各一部

汚染土壌:鉛及びその化合物(土壌溶出量基準不適合)

鉛及びその化合物(土壌含有量基準不適合)

六価クロム化合物(土壌溶出量基準不適合)

陸運:サンコーリサイクル株式会社【運搬受託者】

愛知県東海市浅山三丁目190番地

荷姿:10t・4tダンプトラック+シート掛け

セミトレーラー+平ボディ車+シート掛け

処理施設:サンコーリサイクル株式会社

愛知県東海市浅山三丁目185番地・189番地

種類:浄化等処理施設、分別等処理施設

処理方法:浄化―抽出―洗浄処理、分別等処理(異物除去)

(2) 重金属汚染(鉛含有量:4600mg/kg)

汚染土壌処理施設:株式会社ヤマゼン

運搬受託者:株式会社山崎砂利商店

要措置区域等 (地番)三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1、172番、173番の各一部 基準不適合土壌を搬出する場所 (地番)三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1、172番、173番の各一部
汚染土壌:鉛及びその化合物(土壌含有量基準不適合)
陸運:株式会社山崎砂利商店【運搬受託者】 滋賀県大津市浜大津四丁目7-6 荷姿:ダンプトラック+シート掛け セミトレーラー+平ボディ車+シート掛け
処理施設:株式会社ヤマゼン 上野エコセンター 三重県伊賀市治田字シデノ木2441番地の9 種類:分別等処理施設、埋立処理施設 処理方法:異物除去、埋立処理

重金属汚染(鉛含有量:4600mg/kg)

汚染土壌処理施設:株式会社ヤマゼン

運搬受託者:株式会社 ZERO

要措置区域等 (地番)三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1、172番、173番の各一部 基準不適合土壌を搬出する場所 (地番)三重県伊勢市竹ヶ鼻町字沖田162番1、172番、173番の各一部
汚染土壌:鉛及びその化合物(土壌含有量基準不適合)
陸運:株式会社ZERO【運搬受託者】 大阪府大阪市東成区玉津1-10-21 荷姿:ダンプトラック+シート掛け
処理施設:株式会社ヤマゼン 上野エコセンター 三重県伊賀市治田字シデノ木2441番地の9 種類:分別等処理施設、埋立処理施設 処理方法:異物除去、埋立処理

4.2 運搬体制

運搬受託者:サンコーリサイクル株式会社・株式会社山崎砂利商店・株式会社 ZERO

協力会社及び使用する自動車等の一覧は別紙5のとおり